

平成21年4月1日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

平成21年度以降の建設工事に係る入札における
経営事項審査の総合評定値の取扱い及び等級格付け点数の見直しについて

平成20年4月1日から新しい審査項目及び基準（以下「新基準」という。）により経営事項審査が実施されたこととともない、明石市においては、平成20年度中は全工種において平成20年3月31日以前の審査項目及び基準による総合評定値を採用する経過措置を行ってまいりましたが、平成21年4月1日以降に発注する建設工事に係る入札においては、新基準による経営事項審査の総合評定値を採用します。

また、これとともない、新基準による経営事項審査の総合評定値の分布状況等を踏まえて、土木一式工事、建築一式工事及びほ装工事の等級格付け基準点数を改正しますので、これらの取扱いについて下記のとおりお知らせします。

記

1. 平成21年4月1日以降発注の建設工事に係る入札における総合評定値の取扱いについて
全工種において、新基準による総合評定値（直近のもの）を採用します。

（上記取扱いに関する特記事項）

- ① 平成21年4月1日以降については、新基準による経営事項審査を受審していることを入札参加要件とします。このため、電子入札システムの「経審情報」により新基準による経営事項審査の総合評定値が登録されていない方の行った入札は、入札等参加要件を満たさないものとして無効とします。
- ② 審査基準日（決算日）の関係等で、新基準による総合評定値通知書を提出していない方は、これを入手しましたら、速やかに電子入札システムの「経審情報」の変更を行った上で、新基準による総合評定値通知書を提出してください。

2. 等級格付け基準点数について

別紙のとおり、土木一式工事、建築一式工事及びほ装工事の等級格付け基準点数を引き下げます。

お問い合わせ先：明石市財務部契約課

TEL：(078) 918-5012

FAX：(078) 918-5153

等級格付け及び発注標準（新旧対照表）

（土木一式工事）

ランク	等級格付け（改正前）	等級格付け（改正後）	発注標準	
	格付け点数	格付け点数	標準範囲	市内業者の特例範囲
A	1200 点以上	1150 点以上		1 億 5,000 万円以上 2 億円未満
B	860 点以上 1199 点以下	830 点以上 1149 点以下	1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	2,500 万円以上 1 億 5,000 万円未満
C	780 点以上 859 点以下	740 点以上 829 点以下	8,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	2,000 万円以上 8,000 万円未満
D	710 点以上 779 点以下	650 点以上 739 点以下	4,000 万円以上 8,000 万円未満	1,500 万円以上 4,000 万円未満
E	660 点以上 709 点以下	610 点以上 649 点以下	2,500 万円以上 4,000 万円未満	300 万円以上 2,500 万円未満
F	600 点以上 659 点以下	500 点以上 609 点以下	1,000 万円以上 2,500 万円未満	1,000 万円未満
G	599 点以下	499 点以下	1,000 万円未満	

（建築一式工事）

ランク	等級格付け（改正前）	等級格付け（改正後）	発注標準	
	格付け点数	格付け点数	標準範囲	市内業者の特例範囲
A	1200 点以上	1150 点以上		1 億円以上
B	800 点以上 1199 点以下	780 点以上 1149 点以下	7,000 万円以上 2 億円未満	2,000 万円以上 7,000 万円未満
C	700 点以上 799 点以下	650 点以上 779 点以下	5,000 万円以上 7,000 万円未満	500 万円以上 5000 万円未満及び 7,000 万円以上 1 億円未満
D	630 点以上 699 点以下	540 点以上 649 点以下	1,000 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円未満
E	629 点以下	539 点以下	1,000 万円未満	

（ほ装工事）

ランク	等級格付け（改正前）	等級格付け（改正後）	発注標準	
	格付け点数	格付け点数	標準範囲	市内業者の特例範囲
A	1000 点以上	900 点以上	5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	
B	650 点以上 999 点以下	540 点以上 899 点以下	1,000 万円以上 5,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満及び 5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満
C	649 点以下	539 点以下	1,000 万円未満	

※土木一式工事及び建築一式工事においては、市内業者は工事品質評価型入札制度における品質評価合計点により、市内業者以外の業者については経営事項審査の総合評定値により、それぞれ等級格付けを行います。

※ほ装工事においては、経営事項審査の総合評定値により、等級格付けを行います。